

令和3年10月15日

県内企業の代表者 様

長崎県産業労働部長
(公 印 省 略)

Go To Eat キャンペーンのパレミアム付食事券の利用促進について (依頼)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、長崎県の産業振興をはじめ県政の推進に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、コロナ禍が長期化する中、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食店等の事業者を支援するため、Go To Eat キャンペーンのパレミアム付食事券事業が実施されているところです。

この間、緊急事態宣言の発令に伴う販売停止や利用自粛要請を行ったこともあり、多くの販売残高がある状況となっており、事業者支援という事業目的を達成するためには、今後、食事券の販売・利用を促進していくことが求められているところです。

つきましては、事業の趣旨をご理解いただき、職員の皆様に広く周知のうえ、積極にご活用いただきますようご協力をお願いいたします。

なお、食事券の利用に際しましては、県の第三者認証を取得した飲食店など感染防止対策が徹底された店舗をご利用いただくよう併せてお願いいたします。

《本県における Go To Eat 事業の状況》

(1) 事業実施期間

- ・ 食事券販売期間 11月15日(月)まで
- ・ 食事券利用期間 12月15日(水)まで

(2) 食事券の購入方法

コンビニエンスストア「LAWSONのLoppi端末」で購入。

その他の購入方法や登録店舗等、詳しくは公式ホームページをご参照ください。

【公式HP】 <https://www.gotoeat-nagasaki.jp/>

※ 同様の依頼が重複して届いた場合は、いずれかの1通にご対応願います。
大変申し訳ございませんが、ご容赦ください。

長崎県 産業労働部 新産業創造課
担当： 原田
電話： 095-895-2525